

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

1996年法制審議会の答申が出て、すぐにでも審議されると思っていた改正法案は上程されず四半世紀過ぎています。この間女性の活躍や家族の形態、ライフスタイルの多様化により、人々の意識も著しく変化しています。夫婦別姓が認められない不自由を感じる声は大きく、司法の判断を求める例も増えています。通称使用を認める方策がとられるようになって、法律で夫婦同姓の強制は両性の平等に反し、不利益を強いていることに変わりはありません。内閣府の世論調査でも夫婦同姓の維持に賛同するという意見は27%に過ぎません。今こそ法改正に向けた活発な議論を求めます。

民法733条の条文には離婚後に生まれる子の父子関係を規定するために、女性にだけ再婚を禁止する期間がありますが、2022年10月14日の閣議決定により見直しが行われ再婚禁止期間100日が撤廃されることとなります。それでもなお無戸籍となる子の不利益の課題に向き合うことを望みます。

婚外子相続差別が違憲判決の結果解消され、嫡出子、嫡出でない子を区別して記載する意味も、必要もなくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。子どもに対する不当な差別です。

国連人権諸機関は、民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に繰り返し勧告しています。早急に国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度導入
2. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏名	住所

取扱団体 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚になっています。同じ方の署名を二枚共に記入してください。この署名は衆議院に提出します。参議院提出用紙にもご署名をお願いいたします。(締め切り 2023年3月15日)

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

1996年法制審議会の答申が出て、すぐにでも審議されると思っていた改正法案は上程されず四半世紀過ぎています。この間女性の活躍や家族の形態、ライフスタイルの多様化により、人々の意識も著しく変化しています。夫婦別姓が認められない不自由を感じる声は大きく、司法の判断を求める例も増えています。通称使用を認める方策がとられるようになって、法律で夫婦同姓の強制は両性の平等に反し、不利益を強いていることに変わりはありません。内閣府の世論調査でも夫婦同姓の維持に賛同するという意見は27%に過ぎません。今こそ法改正に向けた活発な議論を求めます。

民法733条の条文には離婚後に生まれる子の父子関係を規定するために、女性にだけ再婚を禁止する期間がありますが、2022年10月14日の閣議決定により見直しが行われ再婚禁止期間100日が撤廃されることとなります。それでもなお無戸籍となる子の不利益の課題に向き合うことを望みます。

婚外子相続差別が違憲判決の結果解消され、嫡出子、嫡出でない子を区別して記載する意味も、必要もなくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。子どもに対する不当な差別です。

国連人権諸機関は、民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に繰り返し勧告しています。早急に国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度導入
2. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏名	住所

取扱団体 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚になっています。同じ方の署名を二枚共に記入ください。この署名は参議院に提出します。衆議院提出用紙にもご署名をお願いします。(締め切り 2023年3月15日)